



発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更（四件）……………
……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課・都市基盤部街路計画課）…一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………（環境局総務部環境政策課）…二
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…六
- 公 告
- 開発行為に関する工事完了……………
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…八

告示

●東京都告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年一月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画を定める土地の区域

一
都市計画の種類
東京都市計画用途地域

第一種低層住居専用地域

削除する部分

練馬区大泉学園町四丁目、大泉学園町七丁目及び大泉学園町八丁目各地内

第一種中高層住居専用地域

削除する部分

北区赤羽台一丁目、赤羽台三丁目、赤羽西一丁目及び練馬区大泉学園町四丁目各地内

第一種住居地域

追加する部分

北区赤羽台一丁目、赤羽台三丁目、赤羽西一丁目、練馬区大泉学園町四丁目、大泉学園町七丁目及び大泉学園町八丁目各地内

変更する部分

練馬区平和台三丁目、平和台四丁目及び早宮二丁目各地内

第二種住居地域

削除する部分

新宿区津久戸町、下宮比町、筑土八幡町及び新小川町各地内

商業地域

追加する部分

新宿区津久戸町、下宮比町、筑土八幡町及び新小川町各地内

準工業地域

削除する部分

新宿区下宮比町及び新小川町各地内

二
関係図書の縦覧
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十

二階北側）並びに新宿区役所、北区役所及び練馬区役所

●東京都告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年一月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一
都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

変更する部分

臨海副都心有
明南地区地区計画

江東区有明三丁目及び東雲二丁目各地内

二
関係図書の縦覧
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）及び江東区役所

●東京都告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により立川都市計画公園及び昭島都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年一月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

立川都市計画公園及び昭島都市計画公園

第九・六・一 追加する部分
号昭和記念公園 昭島市もくせいの杜二丁目地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年一月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画道路

幹線街路補助 追加する部分
線街路第二十八号線 大田区山王二丁目地内

削除する部分
大田区山王二丁目地内

変更する部分
品川区八潮一丁目、八潮二丁目、八潮三丁目、東品川三丁目、東品川四丁目、南品川二丁目、南品川三丁目、南品川五丁目、東大井四

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第六十七号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社京葉興業
代表取締役社長 鈴木 宏和
江戸川区篠崎町一丁目二番六号
二 対象事業の名称及び種類

（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業
廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、計画地内において、現在稼働中である既存改質固化処理プラント及び計画地南側近隣において現在稼働中である既存廃水処理プラントの更新を目的に、改質固化処理プラントの建替え及び廃水処理プラントの新設を行うものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

（一）期間

令和四年一月二十四日から同年二月七日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

（二）時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所

ア 江東区環境清掃部温暖化対策課

イ 江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

エ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

カ 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺地域の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)～(7)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
1.大気汚染	① 工事の施行中 ア. 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度 (7)長期平均値(年平均値) 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.04887ppm と予測され、「日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下」とする評価の指標に適合する。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は 11.9%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.06353mg/m ³ と予測され、「日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下」とする評価の指標に適合する。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は 1.8%である。 さらに、工事の実施にあたっては、建設機械は最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努めるとともに、工事作業員に対して建設機械のアイソングラスノズを周知徹底する等の環境保全のための措置を講ずることにより、影響の低減に努める。 (4)短期平均値(1時間値) 二酸化窒素の将来予測濃度(1時間値)の最大値は 0.167ppm と予測され、「1 時間値が 0.2ppm 以下」とする評価の指標に適合する。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(1 時間値)の最大値は 0.078mg/m ³ と予測され、「1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下」とする評価の指標に適合する。 さらに、工事の実施にあたっては、建設機械は最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努めるとともに、工事作業員に対して建設機械のアイソングラスノズを周知徹底する等の環境保全のための措置を講ずることにより、影響の低減に努める。
	イ. 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.045644～0.047158ppm と予測され、全ての地点で「日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下」とする評価の指標に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は 0.01%未満～0.16%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.0623019～0.0623825mg/m ³ と予測され、全ての地点で「日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下」とする評価の指標に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は 0.01%未満である。 さらに、工事の実施にあたっては、工事用車両は最新の排出ガス規制適合車の使用に努めるとともに、工事用車両が一時的に集中しないよう、工事工程の平準化、計画的かつ効率的な通行管理に努める等の環境保全のための措置を講ずることにより、影響の低減に努める。

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
1.大気汚染	② 工事の完了後 ア. 施設の稼働に伴い発生する二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一般粉じんの大気中濃度 (7)二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 a. 長期平均値(年平均値) 二酸化硫黄の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.00670ppm と予測され、「日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下」とする評価指標に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する寄与率は 0.1%未満である。 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.04646ppm と予測され、「日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下」とする評価の指標に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する寄与率は 0.6%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.06429mg/m ³ と予測され、「日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下」とする評価の指標に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する寄与率は 0.6%である。 さらに、排出ガス発生源施設などの設備機器の整備、点検を徹底することにより、影響の低減に努める。 b. 短期平均値(1時間値) 二酸化硫黄の将来予測濃度(1 時間値)は 0.00314ppm と予測され、「1 時間値が 0.1ppm 以下」とする評価の指標に適合する。 二酸化窒素の将来予測濃度(1 時間値)は 0.0331ppm と予測され、「1 時間値が 0.2ppm 以下」とする評価の指標に適合する。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(1 時間値)は 0.0408mg/m ³ と予測され、「1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下」とする評価の指標に適合する。 (4)一般粉じん 施設の稼働に伴い発生する一般粉じんについては、廃棄物の搬出入、粉じん発生作業は全て建屋内で実施することや、建屋内には粉じん防止装置(ミスト噴霧)及び集じん設備(バグフィルター)を設置し、受入保管ヤード、受入固化管理及び養生槽からの粉じんの発生を防止する等の発生防止対策を講ずることにより、「環境確保条例」に定める「粉じん発生施設の構造基準並びに使用及び管理基準」(破砕機、摩砕機及びふるい)とする評価の指標に適合する。
	イ. 関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.045644～0.047193ppm と予測され、全ての地点で「日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下」とする評価の指標に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による寄与率は 0.01%未満～0.58%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.0623019～0.0623840mg/m ³ と予測され、全ての地点で「日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下」とする評価の指標に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による寄与率は 0.01 未満～0.01%である。
	ウ. 船舶の航行に伴い発生する二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度 二酸化硫黄の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.00674ppm であり、評価指標(日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下)を下回る。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する船舶の航行による寄与率は 0.7%である。 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.04635ppm であり、評価の指標(日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下)に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する船舶の航行による寄与率は 0.3%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.06234mg/m ³ であり、評価の指標(日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下)に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する船舶の航行による寄与率は 0.1%未満である。

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
2.悪臭	① 工事の完了後 ア. 施設の稼働に伴う脱臭設備からの悪臭（臭気指数） 施設の稼働に伴う脱臭設備からの最大着地濃度出現位置における臭気指数は、全てのケースで10未満であり、評価師の指標である臭気指数13を下回るものと予測する。したがって、施設の稼働に伴う脱臭設備からの悪臭（臭気指数）の予測結果は、「臭気指数13以下」とする評価師の指標に適合する。 イ. 施設の稼働に伴う悪臭の漏洩（臭気指数） 既存の改質固化処理プラント及び廃水処理プラントの敷地境界における臭気指数の現地調査結果は、ともに規制基準である臭気指数13を下回っていた。 既存改質固化処理プラントについては、受入槽や養生槽等は屋外に設置されているが、計画施設においては、廃棄物の受入れ、保管、改質固化処理は全て建屋内で実施すること、廃水処理プラントについては、既存廃水処理プラント同様に悪臭の発生の可能性がある作業は全て建屋内で行うため、悪臭の漏洩は防止できると予測する。 したがって、施設の稼働に伴う悪臭の漏洩（臭気指数）の予測結果は、「臭気指数13以下」とする評価師の指標に適合するものと考える。
3.騒音・振動	① 工事の施行中 ア. 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 敷地境界における建設機械からの騒音レベル(L_{Aeq})の最大値は、工事着工後4ヵ月日では西側で75dB、工事着工後31ヵ月日では東側で66dBと予測され、「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準（敷地境界において85dB以下）とする評価師の指標に適合する。 イ. 建設機械の稼働に伴う建設作業振動 敷地境界における建設機械からの振動レベル($L_{1/3}$)の最大値は、工事着工後7ヵ月日では南側で62dB、工事着工後31ヵ月日では北側で61dBと予測され、「振動規制法」に定める「特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準（敷地境界において75dB以下）」とする評価師の指標に適合する。 ウ. 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 工事の施行中の道路交通騒音レベル(L_{Aeq})は62～70dBと予測され、№3を除く全地点で「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」とする評価師の指標に適合する。№3については、現状交通量による道路交通騒音レベルが既に評価師の指標を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音の増加レベルは0.1～0.2dBである。 さらに、工事の実施にあたっては、工事用車両の運転手に対して、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を周知徹底するとともに、工事用車両が一時的に集中しないよう、工事工程の平準化、計画的かつ効率的な運行管理に努める等の環境保全のための措置を講ずることにより、影響の低減に努める。 エ. 工事用車両の走行に伴う道路交通振動 工事の施行中の道路交通振動レベル($L_{1/3}$)の最大値は、昼間37～45dB、夜間33～44dBと予測され、全地点において「環境確保条例」に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」とする評価師の指標に適合する。また、工事用車両の走行に伴う振動の増加レベルは、昼間0.0～0.1dB、夜間0.0～0.2dBである。

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
3.騒音・振動	② 工事の完了後 ア. 施設の稼働に伴う施設騒音 敷地境界における施設からの騒音レベル(L_{Aeq})の最大値は南側で67dBと予測され、評価師の指標（70dB）に適合する。 イ. 施設の稼働に伴う施設振動 敷地境界における施設からの振動レベル($L_{1/3}$)の最大値は南側で60dBと予測され、評価師の指標（65dB）に適合する。 ウ. 施設の稼働に伴う低周波音 工事の完了後の施設からのG特性音圧レベルの最大値は東側で74dBと予測され、ISO-7196に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル（感覚閾値）である100dB」とする評価師の指標に適合する。 また、1/3オクターブバンド音圧レベルは50～66dBと予測され、「建具のがたつき閾値（70～99dB）以下」とする評価師の指標に適合する。 エ. 関連車両の走行に伴う道路交通騒音 工事の完了後の道路交通騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間62～70dB、夜間54～67dBであり、№3及び№5の夜間を除く地点で「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」とする評価師の指標に適合する。 評価師の指標を上回る№3及び№5（夜間）については、現状交通量による道路交通騒音レベルが既に評価師の指標値を上回っており、関連車両の走行に伴う騒音の増加レベルは0.1～0.5dBである。 さらに、従業員に対して、公共交通機関の利用を促進し、関連車両の抑制を図るとともに、関連車両の運転手や従業員に対し、走行速度制限の遵守及びアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す等の環境保全のための措置を講ずることにより、影響の低減に努める。 オ. 関連車両の走行に伴う道路交通振動 工事の完了後の道路交通振動レベル($L_{1/3}$)の最大値は、昼間37～45dB、夜間33～45dBであり、全地点において「昼間60dB以下または65dB以下、夜間55dB以下または60dB以下」とする評価師の指標に適合する。また、関連車両の走行に伴う振動の増加レベルは、昼間0.0～0.5dB、夜間0.0～0.3dBである。 さらに、従業員に対して、公共交通機関の利用を促進し、関連車両の抑制を図るとともに、関連車両の運転手や従業員に対し、走行速度制限の遵守及びアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す等の環境保全のための措置を講ずることにより、影響の低減に努める。

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
4.土壌汚染	① 工事の施行中 ア.汚染土壌の掘削、移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度 計画地内の既存施設においては、廃棄物処理工程の中で特定有害物質を含む薬品等の取り扱いはなく、雨水は雨水貯留施設へ集水し、下水排除基準以下の水質で公共下水道に放流していることから、既存施設に起因する土壌汚染のおそれはないものと考えられる。 ただし、既存資料調査の結果、計画地内の土壌については、埋め立て地の造成に用いられた浚渫土壌に由来する汚染の可能性が考えられることから、既存施設の解体や土地の改変・形質変更を行う前には、土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合には、拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。 したがって、「新たな土地に土壌汚染を拡散させない」とする評価の指標に適合するものと考えられる。
5.地盤	① 工事の施行中 ア.掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度 本事業では、掘削工事に先立ち剛性や遮水性の高い、SMW やシートパイル等による山留め壁を構築し、地盤を安定させる。また、工事進捗に合わせて、切梁・支保工等による山留め壁側面への土圧・水圧に対する補強を行い、山留め壁の変形を抑え、地盤への影響を最小限に留めるため、掘削工事に起因する地盤の変形が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤への影響は小さいと予測した。 なお、本事業では工事の着工前から工事期間中を通じて地盤面の変位等を定期的に測量し、異常があった場合には適切に対処する。 したがって、「地盤沈下又は地盤変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考えられる。

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
5.地盤	② 工事の完了後 ア.地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度 計画地及び周辺の地下水は面的な広がりをもって流れており、それに対して地下構造物は局所的であり、地下構造物の周囲を迂回して流れることから、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化はなく、地盤沈下が生じる可能性は低いと予測した。 また、本事業では更なる環境保全のための措置として、工事着工前から継続して、観測井を設置し地下水水位の測定を行う。 したがって、「地盤沈下又は地盤変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考えられる。
6.水循環	① 工事の施行中 ア.掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度 計画地内における地層は、埋土(G.L.-2m～-5m)以深は、帯水層と考えられる砂質シルト、砂混じりシルト、細砂等で構成されており、掘削工事に伴うこれらの帯水層の切断は上部の一部である。 また、本事業の掘削工事にあたっては、改質固化処理プラントの掘削範囲は、シートパイル等の山留め壁を打設し、流入地下水は集場を設置してポンプにより排水を行う。廃水処理プラントの掘削範囲は、遮水性の高いSMW による山留め壁を打設し、SMW で区画された範囲内の地下水をデレーブウェル工法により排水を行う。ただし、これらの区域における地下水の揚水による影響は、掘削工事期間における限定的なものと考えられる。さらに、計画地の地下水は潮位との高い応答性がみられるため、地下水水位はすみやかに回復するものと考えられることから、計画地周辺の地下水水位及び流況の変化は小さいものと考えられる。 さらに、工事の着工前から工事期間中を通じて、観測井を設置し地下水水位の変動を確認し、異常があった場合には適切に対処する。 したがって、掘削工事が計画地周辺の地下の水位及び流況に及ぼす影響は小さく、「地下水等の状況に著しい影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考えられる。 ② 工事の完了後 ア.地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度 計画地及び周辺の地下水は面的な広がりをもって流れており、それに対して地下構造物は局所的であり、地下構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。 また、本事業では環境保全のための措置として、工事着工前から継続して、観測井を設置し地下水水位の測定を行う。 したがって、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化は小さいと考えられ、「地下水等の状況に著しい影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考えられる。

イ.土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度
本事業では、江東区雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、既存の雨水貯留施設に加え、新たに雨水貯留施設を設け、基準抑制対策量を上回る対策量を確保する計画である。また、計画地内に緑地等の浸透域を確保し、雨水の自然浸透を図ることから、本事業の天堦に伴う地表面流出量の変化は小さいものと考えられる。
したがって、土地の改変に伴う地表面流出量は小さいと考えられ、「地表面流出量に著しい影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考えられる。

表 1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	
7.景観 評価の結論	
① 工事の完了後	7. 施設の存在による主要な景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の 変化の程度 計画地及びその周辺は工業専用地域に指定されており、そのため、計画地周辺地域 は、多くの事業場等が立地しており、住居は分布していない。また、本事業は既存施設を 建て替えるものであり、景観の構成要素や地域景観の特性に著しい変化を与えるもので はない。事業においては、敷地の外周部には、海に面した部分も含め「江東区みどりの条 例」に定める緑化基準を遵守した緑地を設け、屋上についても緑化を行う計画である。 したがって、「江東区景観計画」に示されている方針等に即していることとする評価の 指標に適合するものと考える。
② 施設の存在による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	4. 施設の存在による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 江東新砂郵便局前(No.1)からは、計画施設が可視できるが視野に占める割合は小さ く、さらに、建物の色彩は周辺の建築物と類似しており周辺の景観と調和が図られてい る。 また、主要地方道東京浦安線(永代通り)沿道(No.2)、夢の島ペリーナ(No.3)、荒川砂 町水辺公園(No.4)及び荒川沿岸橋(No.5)からは、計画施設の上部がわずかに視認され るのみであり、視野に占める割合は小さく、眺望の変化はほとんどみられない。 したがって、「眺望に著しい影響を与えないこと」とする評価の指標に適合するものと考 える。
8.廃棄物	① 工事の施行中 7. 建設工事及び建設物の解体・撤去に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再 源化量、中間処理量、最終処分量及び各工程の方法等 既存建物等の撤去に伴う廃棄物の総排出量は 1,936t、建設工事に伴う廃棄物の総 排出量は 217t、建設工事に伴う発生土量は 17,692m ³ 、発生汚泥量は 11,744m ³ と予測 した。 予測結果は「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」における排出割合等を用いて 算出しているが、中間処理施設における再資源化量を反映していないため、再資源化 率が低い値となっている。工事の実施にあたっては、廃棄物の分別を徹底し、再資源化 可能な中間処理施設において処理後、再資源化を行う等により、「東京都建設リサイク ル推進計画」の目標値を上回るよう再資源化を図る計画である。 したがって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める事業者の責務を果た すとする評価の指標に適合するものと考える。
9.温室効果ガス	② 工事の完了後 7. 施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、発生抑制・再利用・再資源化量、中間処理量、 最終処分量及び各工程の方法等 工事の完了後における廃棄物の総排出量は 190,976tであるが、廃水処理プラントに ついてはすべて再資源化を行い、改質固化処理プラントについては、再資源化できるも のは原料として再資源化を図る計画である。 したがって、「循環型社会形成推進基本法」等に定める事業者の責務等を果たすとし る評価の指標に適合するものと考える。
① 工事の完了後	7. 施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスの排出量及びその削減の程度 計画施設では、電気、軽油、都市ガスの使用及び有機性汚泥の処理によって、約 4,602t-CO ₂ /年の温室効果ガスが発生すると予測するが、バイオガス利用、地中熱利用 及び太陽光発電によって約 2,604t-CO ₂ /年の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量 を見込んだ温室効果ガスの排出量は、約 1,998t-CO ₂ /年と予測した。 計画施設において LED 照明の導入等、東京都地球温暖化対策指針に基づく省エネ ルギー対策を施していく計画である。 以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に定める事業者の責務等 を果たすとする評価の指標に適合するものと考える。

●東京都告示第六十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律
第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整
備すべき道路を次のように指定する。

令和四年一月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道千代田練馬田無線

二 指定する区間 練馬区高野台四丁目二千五百九十九番

一 地先から同区高野台三丁目二千三百

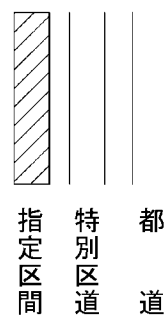
三 指定の概要 九番十四地先まで
別図表示のとおり

別図

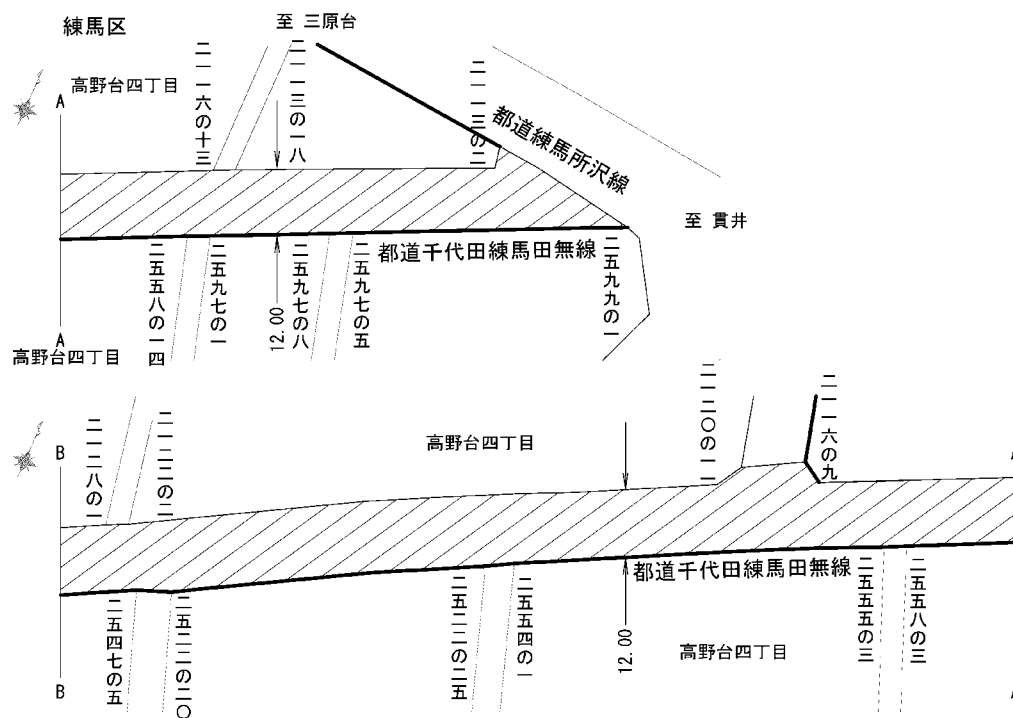
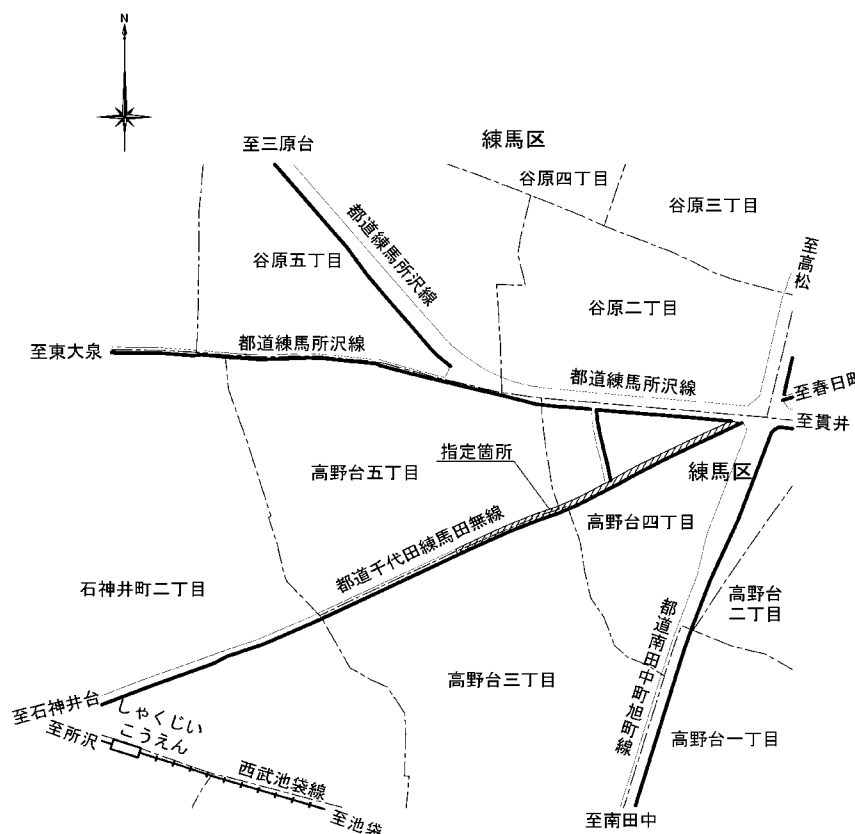
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

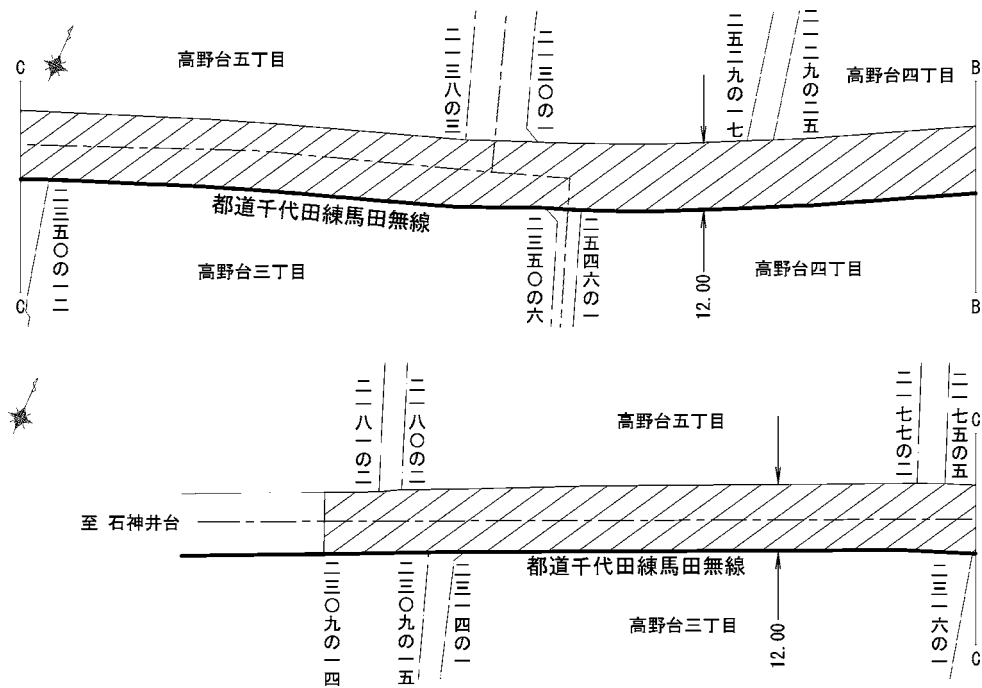
都道千代田練馬田無線

練馬区高野台四丁目～高野台三丁目



(電線共同溝予定名称
延長
五五九・二四メートル
千代田練馬田無・十五号)





公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市下里五丁目五百八十番、同番地先、五百八十番及び同番二
武蔵野市境二丁目二番二
株式会社飯田産業
代表取締役 森 和彦

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年一月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和四年一月二十四日		
一	店舗名	東京都知事 小 池 百合子
二	店舗所在地	アトレ上野
三	設置者名	台東区上野七丁目一番一号
四	設置者住所	東日本旅客鉄道株式会社ほか一名
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	川辺株式会社ほか十三名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ユニテッドアローズほか十一名
八	変更前の小売業者の代表者名	株式会社ユニテッドアローズほか
九	変更後の小売業者の代表者名	竹田 光広（株式会社ユニテッドアローズ）ほか
十	変更日	松崎 善則（株式会社ユニテッドアローズ）ほか
十一	届出日	令和三年十月十四日ほか
十二	縦覧場所	令和三年十二月二十四日
十三	縦覧期間	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十四	縦覧時間	令和四年一月二十四日から同年五月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
一	店舗名	アトレ品川

二	店舗所在地	港区港南二丁目十八番一号
三	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社
四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ウエルカムほか十四名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ウエルカムほか十四名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ウエルカムほか十四名
八	変更前の小売業者の住所	メーカーズシャツ鎌倉株式会社ほか一名
九	変更後の小売業者の住所	メーカーズシャツ鎌倉株式会社ほか一名
十	変更前の小売業者の代表者名	神奈川県鎌倉市雪ノ下三丁目一番三十一号（メーカーズシャツ鎌倉株式会社）
十一	変更後の小売業者の代表者名	神奈川県鎌倉市雪ノ下三丁目一番三十一号（メーカーズシャツ鎌倉株式会社）
十二	変更日	高城 和彦（株式会社マークス）
十三	届出日	高城 雄也（株式会社マークス）
十四	縦覧場所	令和三年十月一日ほか
十五	縦覧期間	令和三年十二月二十四日
十六	縦覧時間	令和四年一月二十四日から同年五月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

一	店舗名	アトレ大井町
二	店舗所在地	品川区大井一丁目二番一号ほか
三	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社
四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社成城石井ほか五十一名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社成城石井ほか五十一名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社成城石井ほか五十一名
八	変更前の小売業者の代表者名	株式会社ゾフ
九	変更後の小売業者の代表者名	上野 剛史
十	変更日	上野 博史
十一	届出日	令和三年四月十三日ほか
十二	縦覧場所	令和三年十二月二十四日
十三	縦覧期間	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十四	縦覧時間	令和四年一月二十四日から同年五月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
一	店舗名	アトレ目黒1
二	店舗所在地	品川区上大崎二丁目十六番九号ほか
三	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ゾフほか一名
六	変更前の小売業者の代表者名	上野 剛史（株式会社ゾフ）ほか
七	変更後の小売業者の代表者名	上野 博史（株式会社ゾフ）ほか
八	変更日	令和三年四月一日ほか
九	届出日	令和三年十二月二十四日
十	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十一	縦覧期間	令和四年一月二十四日から同年五月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十二	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	JR東急目黒ビル
二	店舗所在地	品川区上大崎三丁目一番一号
三	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社ほか一名
四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ファミリーマートほか一名
六	変更前の小売業者の代表者名	澤田 貴司（株式会社ファミリーマート）ほか
七	変更後の小売業者の代表者名	細見 研介（株式会社ファミリーマート）ほか

八	変更日	令和三年三月十一日ほか
九	届出日	令和三年十二月二十四日
十	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十一	縦覧期間	令和四年一月二十四日から同年五月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十二	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二）一一一一（代）
郵便番号 163-8001
価
定
本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二）五二〇一（代）
郵便番号 113-0001

